

消費税率引き上げに反対する意見書

現在、日本の景気は回復していると言われているが、一般市民にはその実感はなく、むしろ地域経済と暮らしはますます苦しくなっている実情にある。

政府が進めてきた構造改革のもとで格差と貧困が広がっており、これを正すことを市民は強く求めている。これに応えるためには、所得の再配分という税制の本来の機能を強化することこそ必要である。

財政制度審議会が出した「消費税率を 2015 年度までに 10%程度に」という答申に続いて、政府税制調査会は昨年 11 月 20 日の総会で、「抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方」を答申した。この中で、消費税を「社会保障の財源の中核」と位置づけ、政府税制調査会としては 3 年ぶりに消費税率の引き上げを明確に打ち出し、併せて所得控除の見直しを示唆するなど「庶民増税」の方向を更に進める一方で、法人税の実効税率の引き下げを打ち出した。

福祉財源を標榜しながら導入された消費税でありながら、所得税、住民税、介護保険制度、医療制度の改定などにより、福祉を一番必要とする高齢者を初めとする弱者の負担が大幅に増えている。

さらには、若年者を中心に生活保護を下回るワーキング・プアが広がるなど、新たな問題も生じてきている。

また、本市のように漁業、並びに水産加工業を主要な産業とする地域を襲っている石油製品価格の高騰、生産資材の価格急騰は深刻な事態であり、漁業や水産加工業ばかりか、農業を初めあらゆる産業が重大な事態に直面していると言っても過言ではない。

毎日の暮らしに課税する消費税は所得の低い人ほど重税となり、この増税は「格差と貧困」を一層ひどくするものである。政府が打ち出した「将来的な消費税率引き上げを含む税制改革」では、個人消費はますます冷え込み、中小零細な地方の事業経営が困難に陥り、その結果地方経済がさらに疲弊することは火を見るより明らかである。

よって、国においては、市民生活を守る立場から、消費税率引き上げを行わないように強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 3 月 18 日

気仙沼市議会議長 小山 和 廣

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿